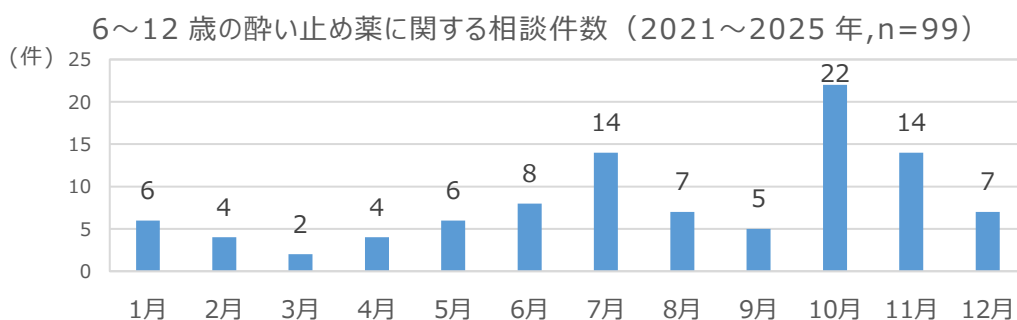


小学生の乗物酔い防止薬の誤飲に注意しましょう！

10月は遠足や社会科見学などの校外学習のシーズンで、小学生の子どもたちがバスなどに乗る機会が増えます。中毒110番では、小学生が乗物酔い防止薬（いわゆる「酔い止め薬」）を飲み過ぎたという電話相談が10月に増加します。



● 次のような相談があります。

- 「遠足でバスに乗る子ども（8歳）に酔い止め薬を箱ごと持たせたところ、1箱全量を服用した。」
- 「宿泊行事に行った子ども（9歳）がバスに乗るたびに酔い止め薬を服用し、半日で5錠飲んだ。」
- 「子ども用と間違えて、大人用の酔い止め薬を子ども（7歳）に服用させた。」

酔い止め薬は、チュアブル錠やドロップなど水なしで服用できる製品が多く、子ども向けにぶどうやいちごなどの風味が付いているものもあり、服用のしやすさが特長です。一方で、子どもは飴やラムネと同じような感覚で服用し、決められた量を超えて服用してしまうおそれがあります。

また、同じブランドでも製品により対象年齢や用法・用量が異なる場合があります。服用前に、対象年齢、1回の服用量、服用間隔を必ず確認しましょう。

● 事故防止のために以下の点に注意しましょう。

- ・ 子どもに酔い止め薬を持たせる場合には、お菓子ではないことをしっかりと伝え、1回に服用する量、服用するタイミング、次に服用できるまでの間隔を具体的に伝えましょう。
- ・ 子どもには必要な分だけを渡し、箱や容器ごと持たせないようにしましょう。
- ・ 大人が子どもに服用させる場合にも、1回の服用量、服用間隔を確認し、用法・用量を守りましょう。

事故が発生し、受診すべきか判断に迷った場合は中毒110番にご相談ください。

公益財団法人日本中毒情報センター 中毒110番電話サービス（一般向け 365日 24時間対応）

■ 大阪中毒 110番 072-727-2499 ■ つくば中毒 110番 029-852-9999

本資料を引用又は使用して資料作成・報道等を企図される場合は、必ず事前にその内容について日本中毒情報センター（本部事務局 電話：029-856-3566）の承諾を得、「公益財団法人 日本中毒情報センターの調査による」旨明記して下さい。